# 菅井グリーン基金(2026年) 募集要項

2025年10月吉日公益財団法人公益推進協会

### 目的

当基金は、菅井氏の寄付により設立されました。地域の住民同士の助け合いが減少している現代において、困窮 している方々に寄り添う団体の事業活動を支援することを目的とします。

少子高齢化が進み、単身世帯の割合も増加する中で、経済的に困窮している方々が一定数存在します。「最後のセーフティネット」とされる生活保護の一歩手前の大変困難な状況にある人たちにとっては、より一層の孤独を感じることもあるでしょう。そうした不安を払拭すべく、安堵感や、前向きになれる気持ちを持てるような支援活動をサポートしていきます。

### 助成額

1件あたり30万円以内

### 助成件数

3 件程度

### 募集期間

2025年11月4日~2026年1月30日 (WEB申請 17:00締切)

## 助成対象

(1) 助成対象団体

以下の要件をすべて満たしている法人

- 1. 日本国内において活動する、非営利法人であること
- 2. 法人設立後、生活困窮者を対象とするサポート活動実績が1年以上あること
- 3. 団体の活動をホームページ、SNSや会報誌等で公表していること

※国、地方自治体、宗教法人、個人、営利を目的とした株式会社・有限会社、趣旨や活動が政治・宗教・ 思想・営利などの目的に偏る団体は該当しません。

(2) 助成対象活動

日本国内において実施される活動で、<u>主に成人年齢層(但し、高校生は対象に含める)の生活困窮者を支援対象とするもの</u>とし、以下の要件のいずれかを満たしたもの

- ※未就学児・小中学生を主な支援対象とする活動は対象とはなりません。
- ※フードバンクは、配布対象となる世帯の年齢・属性などを選考の際に重視します。
  - ① 生活支援(食料・日用品等の生活必要物資の支給)
  - ② 教育支援(就職・転職のための学習支援や資格取得のための無料支援) 注1

- ③ こころの支援(相談担当員の増員や孤立防止のための活動など)
- ④ その他この基金の目的達成に資する支援
- 注1 開講している講座の受講生全員に等しく無償または安価で提供される非営利事業とします。
- (3) 助成対象期間

単年度(2026年4月1日~2027年3月31日)

(4) 対象経費

助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。

単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。また、5万円未満の支出でも業務委託費などは事務 局から見積書の提出を求める場合があります。

### 【注意事項】

- ① 家賃や通常の人件費等の経常費や申請事業活動以外でも使用する前提で購入するもの(パソコン・カメラ等の耐久消費財)は認めません。
- ② 講師やボランティア等への謝金は対象経費としますが、委託料や謝金の名目で団体の役員や常勤職員への経費を計上することは認めません。

## 応募方法

右記のQRコードまたは応募フォーム(<a href="https://form.run/@oubo-sugaigreen">https://form.run/@oubo-sugaigreen</a>)からWEB上で申請をおこなってください。応募には申請補助資料等の添付が必要です。



- (1)申請補助資料(助成実績・収支概要)
  - ※当財団ホームページ (https://kosuikyo.com/) よりダウロードしてください。
- (2) 定款
- (3) 前年度の決算書(貸借対照表と収支計算書等)と事業報告書
- (4)履歴事項全部証明書(発行6ヶ月以内)
- (5) 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須
- (6) 【任意提出】企画書(A4用紙2枚まで)、活動状況のわかる資料(チラシ、画像資料など)
- ※(3)の書類は団体で承認済の最新版を提出してください。
- ※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

#### □選考及び結果通知

(1) 選考

当財団の選考委員会において厳正に**書類選考**し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

(2) 結果通知

2026年3月下旬を目途に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

#### □助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

#### □助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物(チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等)に、「**公益財団** 法人公益推進協会 菅井グリーン基金による助成事業」であることを明記してください。
- ・助成金の受給を受けた場合は、**申請の予定通り事業を遂行**して下さい。
- ・受給した助成金は、**善良なる管理者の注意**をもって管理し、**申請した助成対象事業以外への利用はしないでく**ださい。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を提出フォームにて提出してください。
  - ① 助成事業報告書(指定書式)
  - ② 助成事業収支報告書(指定書式)※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。
- ■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。
  - ・助成対象事業の**内容を変更**するとき
  - ・助成対象事業を**中止**する場合や**重複しての受給**となることが判明したとき
  - ・助成実施期間の延長を希望する場合

#### □助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

### 助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2階

公益財団法人公益推進協会 菅井グリーン基金担当

E-mail:info@kosuikyo.com(件名は「【問合せ】菅井グリーン基金\_団体名」としてください)

